

2 / 7 「R G 裁判闘争勝利」集会の要項

☆ 名称

「R G 『山田弾薬輸送列車阻止闘争』裁判勝利・破防法攻撃粉砕！全関西総決起集会」

☆ 日時

2月7日(日) 正午開場 十二時半開会 十六時閉会

☆ 場所

中之島中央公会堂 一階大ホール

☆ 主催

関西救援会 (後援 共産主義者同盟)

☆ 集会内容

講演・報告

「現代革命と武装斗争」

共産主義者同盟政治局

三谷 進

「七〇年代の弾圧と破防法攻撃」

東京救援連絡センター世話人

水戸 敏

「山田裁判を闘うにあたって」

R G 裁判弁護団長

榊島 正法

被告団決意表明

R G 裁判統一被告団

久留島 純一郎

連帯挨拶

京浜安保共闘

京都救援市民グループ

中山 田鶴子 (被告団家族)

京大闘争被告団

反帝戦線

メッセージ

破防法被告団 仏 徳二

広島「呉米軍弾薬輸送列車阻止闘争」裁判被告団

北九州「山田弾薬輸送列車阻止闘争」裁判被告団

赤軍派弾圧対策委員会

その他

R G 裁判闘争支援委員会結成の呼びかけ

スローガン採択

○ 蜂起の党一軍を建設し、破防法攻撃を粉砕せよ！

○ 反革命政治警察粉砕！

○ 階級報復！階級裁判粉砕！

○ 全ての政治犯を尊厳せよ！

○ 武装組織を支援する地下支援戦線を建設せよ！

インター合唱

裁判闘争を闘うにあたって

RG裁判統一被告団

一、日帝は「日米共同声明」路線のもと、72年沖繩派兵、沖縄侵略反革命前線基地化にむけて、国内の帝国主義的再編を全面推進させている。議会はすでに60年代に無力化され、ぼう大な官僚機構と自衛隊の帝国主義軍隊化を要にし、政治警察の強化、警察機動隊の準軍隊化から、企業防衛隊、町内自警団の組織化に至るまで権力再編を押し進め、侵略反革命体制構築に向け、人民に対して総攻撃を開始している。革命党派に対しては、破防法の攻撃によって殲滅せんとしており、戦後終始一貫して革命的根拠地であった大学に対しては、69年1・18東大安田決戦を契機に、4・28↓京大決戦↓安保決戦の過程において、機動隊の反革命武装によって、バリケードは暴力的に解体され、全共斗はその根拠地を失い武装をも解除されていった。また常に矛盾と危機を孕む在日外国人問題に対しては、入管体制の構築によって、国外からの革命のもたらしを阻止し、国内における革命的外国人を圧殺せんともくろんでいる。更に72年にむけて日、一日と危機の煮つくりつつある沖縄に対しては、国政参加選挙を通じて沖縄復帰協を分解せしめ、反戦復帰派の組織的結集軸を喪失せしめることに成功している。また運輸通信部門の大量合理化攻撃によって電通、国労をはじめとする基幹プロレタリアートを抑圧せんとしている。

二、権力の予防反革命攻撃に対し、我々は67年10・8羽田斗争における萌芽的な武装によって反撃を開始した。マスコミを総動員した反暴力キャンペーンにもかかわらず、67年11・12、佐世保王子、成田とうち続く萌芽的武装斗争は、反暴力キャンペーンを粉砕し、暴力革命思想の復権と反戦運動の高揚をからとり、その頂点として、68年10・21防衛寺、新宿騒乱斗争の爆発を表現してきた。ところで69年1・18東大決戦においては、軍事的には粉碎されつつも政治的には一挙的に全共斗運動の高揚をからとった。しかしながら、我々は東大決戦の総括を武装の面から対象化しえず、69年4・28沖縄斗争は新たな階級斗争の地平を何ら切り拓く事なく、機動隊の反革命武装の前に封じ込められてしまったのである。4・28の挫折は我々に何よりも国家の反革命武装に対し、軍事の問題を対象化せしめないではおかなかった。我が共産主義者同盟の苦悩は、4・28の挫折をこの契機としているのであり、69年9月京大決戦にはじまる一年数ヶ月にわたる苦渋にみられた実践は、すぐれて実践的な課題、即ち、警察機動隊の反革命武装をいかに粉碎するかとしてあったのである。

三、とどころでいかなる武装斗争も権力の武装と対決せざるえない故に、武装(軍事)の問題は、また権力(政府)の問題でもあった。我々は武装の問題を「革命の軍隊」建設の問題として指定し、その建設にむけ「党の武装」(R G I A I F)をからとり、その組織化を開始した。また権力(政府)の問題は、何よりも我々が樹立せんとする世界プロレタリアの問題であり、その内実を綱領的に明らかにするとともに世界プロレタリアの戦略を、蜂起↓臨時革命政

府樹立↓内戦↓世界革命戦争として指定している。

とどころで現在の階級斗争の地平は、破防法、爆発物取締罰則、電気車往来危険等の適用に見られる如く、すでにその先端においては部分的ではあれ、本格的な武装斗争の地平に突き進んでいるのである。しかしながら、武装と政府の問題を我々の如く把握する事のできない党派は、その革命的実践にもかかわらず、自ら樹立するか、権力によって解体せしめられているのである。

四、さて我々六名のRGは、電気車往来危険火薬類取締法違反をはじめ、数々の罪によって起訴されているわけであるが、我々は裁判斗争によって何を獲得しようとしているのであろうか。

次にその事を明らかにしていきたい。が、その前に、革命運動に対するブルジョアジーの階級的報復のための儀式である階級裁判に対し我々はどうな態度をとらねばならないかをまず明らかにしておきたい。我々の実践が革命をめざすものである限り、ブルジョアジーの階級的報復、階級裁判に対して我々は何よりも現実の階級斗争の場において革命党(蜂起の党一軍)を建設し、革命を実現することでもって応えねばならない。従ってRG裁判斗争は何よりも革命党(蜂起の党一軍)建設にむけた階級斗争の一環として斗わねばならない。また具体的には、破防法攻撃を頂点とする政治警察との斗争にうちかつ体系的非公然党を建設し、「党の武装」(R G I A I F)を飛躍的に拡大し「革命の軍隊」の中核を創出する斗いの一環である。

五、それではどのような斗いの一環として裁判斗争を闘うということは具体的に何を行うことであるのだろうか。

それは簡明に云えば裁判斗争を通して、70年代の階級斗争の先端を荷なうであろう武装組織を包み込み、政治警察から防衛する地下支援戦線の組織を行うことである。萌芽的な武装斗争の時代においては獄中者の救援や裁判斗争の支援で弾対の活動は充分であったが、70年代の階級斗争の基調が武装斗争である限り、武装組織は広範な人民を直接に地下支援戦線として組織していかねばならぬ。先進国にあっては空間的な根拠地をもつことができないうが故に、唯一、広範な人民の支援のみを根拠地とせねばならない。従って、弾対の主要な活動は地下支援戦線の組織化に移されねばならない。だがその事は必ずしも旧来の救援活動の重要性がうすれたということではない。個々の斗争の結果、必然的に生れる被逮捕者への救援や裁判斗争の支援などの活動に更に一層の大家の参加を呼びかけねばならない。

我々は非公然軍事組織たるRGに対する地下支援戦線の組織化を開始するとともに、RG裁判支援委員会への広範な労働者、学生市民の結果を呼びかけるものである。

六、とどころで、我々か「政治犯」として最初から「有罪」を確定づけられているととらるならば、法廷斗争は、獄中斗争の継続で

ある。獄中斗争がまず何よりもブルジョアイデオロギーとの思想斗争である様に、法廷斗争もまた思想斗争として斗わねばならない。我々は共産主義者であり、私有財産制と賃金奴隷制の二つの柱に支えられた資本主義社会にあぐらをかくブルジョアジーに對し、あくなき憎悪と怒りを胸に、その殲滅のために一生をささげんと決意したものである。我々は法廷内においてブルジョアイデオロギーの偽善性を明らかにし更に、我々の革命的実践の内幕を明らかにすることによって、我々の思想こそ歴史を創るものであることを誰の目にも明らかにするであろう。そうすることによって、我々が「有罪」であるのは我々の「思想」ゆえであることを明らかにするであろう。

七、更に我々は法廷内において我々にかげられている電気車往來危険罪をはじめとする数々の罪状がデッチ上げであることを証明するであろう。

とりわけ電気車往來危険のデッチ上げは、我が共産主義者同盟殲滅にむけた破防法攻撃の布石としてなされた反革命警察の謀略である。新たな階級斗争の地平を切り開くべく武装組織RGを組織した我が共産主義者同盟に對し、帝國主義者の恐怖は、4・28破防法攻撃によつては鎮めることができず、反革命政治警察は山田弾薬輸送列車阻止斗争に破防法の構成要件たる「暴力的破壊活動」の一つである電気車往來危険罪をデッチ上げることにより更なる

破防法攻撃をRGと共産主義者同盟にかけようとしているのである。我々にかかるデッチ上げを粉碎し、我々に對する破防法攻撃の意図をみじんこ粉砕するであろう。

八、最後に、我々は、一点の曇りもなく正しいのであり、国家の力の破防法を頂点とするあつゆる弾圧に對して我々は、体系的非公然党の鉅寇をもって応え、RGをはじめとする武装組織を断固階級斗争の先頭に登場せしめ、反革命政治警察を粉碎し、本格的武装斗争の地平を切り開くであろう。法廷内においても破防法攻撃の意図をみじんこ打ち砕き、我々の斗争の正しさを全面的に明らかにするであろう。

闘争の概要と政治的意義

共産主義青年同盟弾圧対策委員会

はじめに

67年10・8斗争でもって始まった日本階級斗争の新たな高揚は、69年4・28斗争でもって一つの壁にぶつかった。これは日本階級斗争のみがぶつかった壁ではなく、65年米軍の北越開始をもつて高揚していった國際階級斗争がぶつかった壁でもあった。そしてまさにこの壁は階級斗争の高揚が産み出したものであった。

すなわち10・8斗争以来の大衆的実力斗争が発展し、武装斗争へと転化を開始した時に起った。この階級斗争の武装斗争への転化をいち早く察知したブルジョアジーが、一握に軍事力でもつて斗争を圧殺しようとしてきた時、我々は階級斗争の質的転化に對し無自覚で主体の飛躍をしえなかつたが故に、このことは壁となり敗北として現象していった。

このことを組織的に我々の側で表現していったのが赤軍派であった。そして我々も兎の正規軍(RC)を建設し、69年秋の階級斗争を闘っていったのである。

この新たな階級斗争の時代(70年代)は、武装斗争の時代であり、階級斗争の軍事的敗北がただちに政治的敗北へとつながる時代である。これは日本のみならず、全ての國際階級斗争において大衆的にこのことが明らかになったのは69年秋の10・11月斗争でもった。

そして一つの階級斗争の敗北、すなわち新たな階級斗争の開始の時期に以下のRGの諸斗争が行われたのである。

(赤軍派の大菩薩、ハイジャック斗争、京浜安保共闘の闘いがまたそうであった。)

次にRGの諸斗争を具体的に述べる。

(1) 弾薬輸送列車阻止斗争

69年秋の安保決戦は70年代の日帝の路線II侵略反革命戦争遂行体制の確立か、我々プロ独派が蜂起し臨時革命政府樹立I内戦II世界革命戦争I世界プロ独樹立へと導くのかを決する戦いとしてあった。この斗争に我々は新左翼IIプロ独派の67年10・8以来の全力をかけた。しかしながら、我々の主体の飛躍の未確立ゆえに、軍事的に敗北につながったのであった。

日帝は「日米共同声明」後、ただちに日帝の70年代総路線の具體化を我々への攻撃としてかけてきた。それが69年12月の弾薬輸送列車運行であったし、沖縄の全軍方大量解雇であった。

この「弾薬列車」に對して、他の全ての新左翼諸派が単なる政策反対のキャンペーン斗争しか組みえない内にあって、共産同のみが唯一70年代の政治基調II「帝國主義軍隊解体、全人民武装」を明らかにし、67年10・8斗争以来の大衆的実力斗争の地平を堅持

し、武装斗争の地平を切り拓くものとして、組織した斗争がこの「弾薬輸送列車阻止斗争」であった。

まさにこの斗争が70年3月の赤軍のハイジャック斗争と同じく武装斗争時代における一つの戦術形態を表わしていった。そのことは権力がこの斗争に対し、破防法の「暴力的破壊活動」の構成要件の重要な一つである「電気車往来危険罪」という重罪（2年以上有期刑）を適用してきたことによつて表わされている。そしてこの「電気車往来危険罪」の適用は、その後の我同盟・R Gに対する狂気じみた弾圧や、昨年9月末の権力による「新四派」のフレーム・アップを考えるならば、明らかに我同盟に対する破防法による団体解散を旨とした伏線と考えられる。

この斗争は具体的には、一つは69年12月5日に京都の山科において弾薬列車の通過直前に東海道本線上に火災ビンを投下したものであり、他の一つは69年12月6日に神戸の山陽本線に火災時限装置をしかけ、発火させ、列車を激分止めたものである。

斗争後約三ヶ月後の70年3月23日に山本、久留島両同志が京都の斗争参加者として逮捕されたのを始めとして、京都の件で5名、神戸の件で5名逮捕され、神戸の件の大森進、浜田則夫両同志を除く、8名全員が起訴された。大森進、浜田の不起訴・釈放で明らかになように、権力は全くの見込み捜査を行ない、更にデッチ上げ、起訴を行なっている。更に大森昌也同志に対し、権力は「大森はR G隊長である」からという名目で、ただそれだけの理由で彼の保釈に対し、京都地裁は現金60万という、当時において「公安事件」としては二番目に高額を要求してきた。そのうえ、神戸地裁は更に現金30万の保釈金を要求してきた。これ程、権力はこの斗争を重視している。

(2) 「反レッド・パージ斗争」

69年4・28斗争において、反戦の労働者はデバ棒を持って闘った。この労働者階級の直接的な権力斗争への登場は権力を恐怖せしめた。このことに対して権力はあの50年の大レッド・パージにも匹敵するようなレッド・パージ攻撃でもって我々労働者階級に向ってきた。このレッド・パージ攻撃の中心は、当時最も「労働派労働者」が多かった全電通に向けられたのであった。

この権力の攻撃に対して、労働者階級は全ゆる形で反撃を加えていった。しかしながら、いくつかの斗争を除いてほとんどの斗争は労働者の「権利」を防衛する闘いであった。これらの斗争に対し、プロレタリア階級とブルジョア階級との闘いが非和解的闘いであることを日本階級斗争において再度満天下に明らかにしたのが、69年秋の「大阪中電マッセン・ストライキ」斗争であった。（中電マッセン・ストの意義はこれだけではない。中電斗争について詳しくは別の機会に全面的に明らかにしたい。）この中電斗争の切り拓いた地平と67年10・8斗争以来の大众的実力斗争の切り拓いた地平を堅持し、ブルジョア階級の攻撃（階級の報復）に対して、労働者階級の新たな闘いを告げる闘いがこの斗争であった。すなわちブルジョア階級の報復に対してはプロレタリア階級の報復でもって、すなわちブルジョア階級「血」でもって償ってもらふことを宣言する闘いであった。

70年1月23日の寝屋川電器局に対する反レバ斗争が以上のような闘いであったが故に、ブルジョア階級は最も恐怖し、その弾圧もブルジョア法体系を超えており、電通登美丘局での謀略はその

典型である。

登美丘局における謀略は、寝屋川局攻撃に対し、権力によって計画され、実行されたものである。それは権力が捜査段階で割り出したヤマウチなる人物を特定するためになされた謀略である。寝屋川局攻撃の一ヶ月程後何者かによつて登美丘局のボイラーが爆破された。爆破が起った時間が昼間であり、ボイラー室には外部の者が入ればすぐわかるような構造になっていた。権力はさっそく電通登美丘分会のヤマウチという活動家を調べたのである。彼のアリバイが証明されるや、今度は山内智という者を別件で逮捕し、長時間の取調べと恫喝によつて、寝屋川局攻撃を自供させたのである。登美丘局のボイラー爆破事件は今やすてにお蔵入りにされている。これを謀略と言わずして何であろうか。これはいかに我々を権力が恐怖しているかの証左である。

(3) 強制収奪斗争

この斗争は69年12月と70年2月の二度にわたり、R Gの斗争資金を得るため、滋賀県下の（ブルジョア階級収奪者の）別荘から物資を強制的に収奪したものである。

この斗争が明らかになるや否や、権力・マスコミは「私有財産を破壊する悪らつ非道な行為」「革命の名も立く窃盗団」等々のありとあらゆる言辭でもって、私有財産制を擁護し、R Gを「市民生活の破壊者」「患者」「窃盗団」と印象付けようと画策した。しかしながら、我々の反撃でもってこれが羨しなないと知るや、今度は完全にこの斗争が行われたという事実そのものを抹殺しようとしてきている。

何故権力がこのような態度を取ったのか？ それは「私有財産制」が「賃金奴隷制」と並んで資本主義体制を支える根幹だからである。すなわち「私有財産制」の崩壊はただちに資本主義体制の崩壊を招くのである。「窃盗」という行為がそれ自身がまさに「私有財産制」の否定であり、ブルジョア階級の絶対的に許容することのできない行為である。それ故に刑法における「窃盗罪」が「7年以下の懲役」という重罪であり、累犯になれば急に刑が重くなるのもなすける。

ところが普通の「窃盗」でも許容できないのに我々の収奪斗争はまさに「私有財産制」の廃止を目的とし、更に収奪によつて得られたものを革命の資金とするものであり、権力はどうしても許容することはできない。そこで「窃盗団」ということで圧殺しようしたが、それに失敗した時、行為のあったことを抹殺することによつて「市民の幻想」をあくまで確保することによつて、我々の斗争を圧殺しようとしてきているのである。

我々が革命の號に為すであろう企業、銀行、土地等の国有化は収奪の総仕上げである。我々はプロレタリアートの解放のため、収奪者たるブルジョア階級から収奪するのであり、人民から収奪するものではないのである。まさに我々の収奪は革命的实践の一つであることを確信をもって云おう。

人民からの収奪者はブルジョア階級である。収奪者から収奪せよ。

